

# 令和5年3月定例会追加議案

久喜市教育委員会

## 議 案 目 録

議案第32号	久喜市教育委員会事務局職員の人事について	1
議案第33号	久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について	2
議案第34号	久喜市いじめ問題調査委員会委員の委嘱又は任命について	4
議案第35号	久喜市教育支援センターに関する規則について	6
議案第36号	久喜市適応指導教室の管理運営に関する要綱を廃止する告示について	20

議案第32号

久喜市教育委員会事務局職員の人事について

久喜市教育委員会事務局職員の人事について、別紙のとおり実施することについて議決を求める。

令和5年3月22日提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿沼光夫

議案第32号 「久喜市教育委員会事務局職員の人事について」の別紙資料につきましては、人事案件であるため非公開です。

議案第 33 号

久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について

久喜市教育委員会会計年度任用職員について、別紙のとおり採用することについて議決を求める。

令和 5 年 3 月 22 日提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿 沼 光 夫

議案第33号 「久喜市会計年度任用職員の採用について」の別紙資料につきましては、人事案件であるため非公開です。

**【職名】**

- 1 教育相談員（小学校）
- 2 教育相談員（中学校）

議案第34号

久喜市いじめ問題調査委員会委員の委嘱又は任命について

久喜市いじめ問題調査委員会委員について、別紙のとおり委嘱又は任命することについて議決を求める。

令和5年3月22日提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿沼光夫

議案第34号 「久喜市いじめ問題調査委員会委員の委嘱又は任命について」  
の別紙資料につきましては、人事案件であるため非公開です。



議案第 35 号

久喜市教育支援センターに関する規則について

久喜市教育支援センターに関する規則を、別紙のとおり制定したいので議決を求める。

令和 5 年 3 月 22 日提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿 沼 光 夫

## 久喜市教育支援センターに関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、生徒等の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、生活習慣の改善等のための相談及び指導を行うための久喜市教育支援センター（以下「教育支援センター」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において「生徒等」とは、市内に居住し、又は通学する小・中学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の小学校及び中学校をいう。以下同じ。）の児童及び生徒で、在籍する小・中学校（以下「在籍校」という。）に継続して登校することが難しい状態にあるものをいう。

### (設置)

第3条 久喜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に教育支援センターを置く。

### (所掌事項)

第4条 教育支援センターの所掌事項（以下「所掌事項」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 生徒等の適応指導及び学習指導に関すること。
- (2) 生徒等の登校の支援及び社会的自立のための支援に関すること。
- (3) 生徒等及びその保護者との教育相談に関すること。
- (4) 生徒等の在籍校との情報共有及び連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要であると認めたこと。

### (職員の配置)

第5条 教育支援センターに所長及び指導員（以下「所長等」という。）を置く。

2 所長等は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状を有する者とする。

(所長等の職務上の地位)

第6条 所長等は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員とする。

(勤務時間等)

第7条 所長の勤務時間は1日につき5時間45分とし、勤務日数及び勤務時間の割振りは、1週間に29時間を越えない範囲で教育部指導課長が行う。

2 指導員の勤務時間は1日につき5時間とし、勤務日数及び勤務時間の割振りは、教育部指導課長が行う。

3 所長等に付与する年次有給休暇等は、久喜市教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成22年久喜市教育委員会規則第12号）の定めるところによる。

(所長等の職務等)

第8条 所長等は、教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が指定する場所において勤務するものとする。

2 指導員は、所掌事項に関する業務を行うものとする。

3 所長は、所掌事項に関する業務及び当該業務全体の統括を行うものとする。

4 所長等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 所長等の報酬及び費用弁償は、久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年久喜市条例第10号）の定めるところによる。

(事業の実施)

第10条 教育長は、次に掲げる施設の中でその指定する場所（以下「フレンドルーム」という。）において、所掌事項に関する事業（以下「事業」という。）を実施するものとする。

(1) 久喜市立青葉小学校

- (2) 久喜市菖蒲総合支所
- (3) 久喜市健康福祉センター
- (4) 久喜市鷺宮総合支所

2 事業は、生徒等の生活、学習等の状況を踏まえ、教育長が必要と認めるときは、フレンドルーム以外の場所で実施することができる。

3 フレンドルームを開所する日時は、久喜市立小・中学校管理規則（平成22年久喜市教育委員会規則第15号）第3条第1項に規定する休業日を除いた月曜日から金曜日の午前9時から午後2時45分までとする。ただし、教育長が必要と認める場合は、変更することができるものとする。

（フレンドルームへの通所及び手続）

第11条 教育長は、生徒等の保護者が、在籍校の校長及び教育委員会と協議の上フレンドルームへの通所を希望するときは、2週間のフレンドルームの試用の期間を設けるものとする。ただし、生徒等の希望その他の状況により、当該期間を変更することができるものとする。

2 フレンドルームへの通所を希望する生徒等の保護者は、フレンドルーム通所申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により、在籍校の校長を経由し、教育長に申請するものとする。

3 在籍校の校長は、申請書の提出があったときは、フレンドルームへの通所に係る意見書（様式第2号。以下「意見書」という。）を付して、申請書を教育長に提出するものとする。

4 教育長は、申請書及び意見書の提出を受けたときは、その内容について審査し、フレンドルームへの通所の可否を決定するものとする。この場合において、教育長は、フレンドルーム通所可否通知書（様式第3号。以下「可否通知書」という。）により、生徒等の保護者に通知するものとする。

5 教育長は、前項の規定による可否の決定について、在籍校の校長に通知するものとする。

(利用できる期間等)

第12条 フレンドルームを利用できる期間は、フレンドルームへの通所を開始した日から、当該年度の3月31日までとする。

2 生徒等の保護者は、生徒等を再度フレンドルームに通所させるときは、申請書を提出し、通所の決定を受けるものとする。

(報告)

第13条 教育長は、生徒等がフレンドルームに通所した日数及び生徒等の学習の状況について、フレンドルーム通所状況通知書(様式第4号)により、月ごとに在籍校の校長に通知するものとする。

2 教育長は、生徒等がフレンドルームに通所した日時及び生徒等の学習の状況について、フレンドルーム通所状況報告書(様式第5号)により、月ごとに生徒等の保護者に報告するものとする。

(出欠等の状況)

第14条 在籍校の校長は、生徒等がフレンドルームに通所したときは、指導要録上出席扱いとすることができる。

2 在籍校の校長は、フレンドルームにおける生徒等の学習の計画及び内容が、在籍校の教育課程に照らし適切と判断されるときは、当該学習の評価を行い、通知表及び指導要録に記入することができる。

(フレンドルームの通所の終了)

第15条 教育長は、生徒等の保護者、生徒等及び在籍校の校長と協議し、在籍校への登校が適当である認めるときは、フレンドルームへの通所を終了させるものとする。

2 教育長は、前項の規定による通所の終了を決定したときは、フレンドルーム通所終了通知書(様式第6号。以下「終了通知書」という。)により、生徒等の保護者に対し、在籍校の校長を経由して通知するものとする。この場合において、教育長は、終了通知書の写しを在籍校の校長に送付するものとする。

(関係機関との連携)

第16条 事業の実施及び生徒等の通所に当たっては、在籍校及び関係機関との連携を図るものとする。

(自己評価、情報の提供等)

第17条 教育長は、一の年度に1回以上、教育支援センターの運営及び事業の実施の状況について点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、教育支援センターに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(久喜市適応指導教室に関する規則の廃止)

2 久喜市適応指導教室に関する規則(平成22年久喜市教育委員会規則第52号)は、廃止する。

(久喜市特別支援教育指導員規則の一部改正)

3 久喜市特別支援教育指導員規則(平成27年久喜市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条中「適応指導教室」を「久喜市教育支援センター」に改める。

様式第1号 (第11条関係)

フレンドルーム通所申請書

年 月 日

久喜市教育委員会教育長 へ 申す

保護者 住 所  
氏 名  
電 話  
緊急連絡先

久喜市教育支援センターに通所させたいので、久喜市教育支援センターに関する規則第11条第2項の規定により下記のとおり申請します。

記

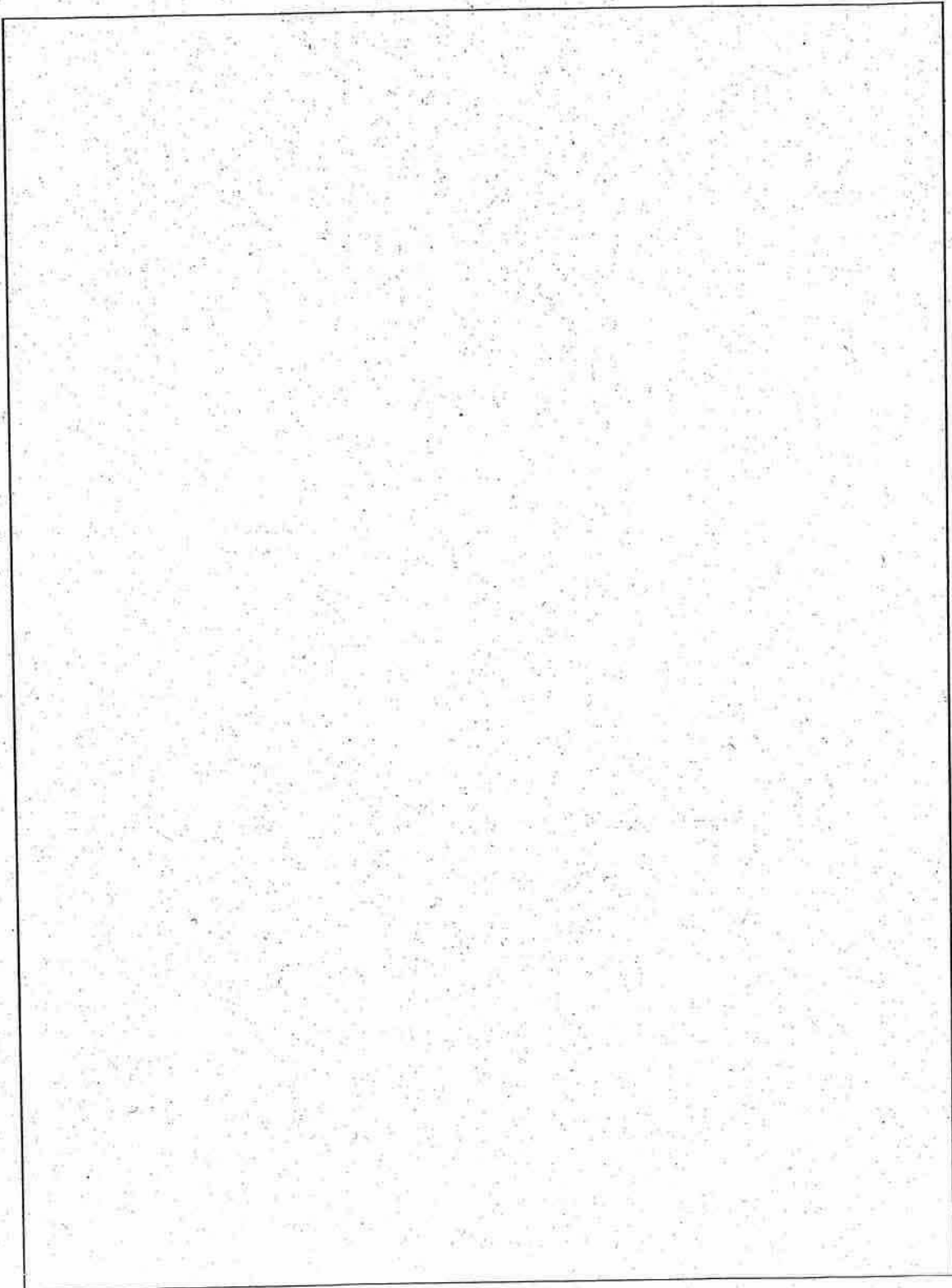
児童生徒氏名	
在 籍 校	学校
学年及び組	
利用希望期間	
利用希望のフレンドルーム	

- ※ 学校が把握している住所、連絡先、出欠その他フレンドルームでの学習等に必要の情報について、久喜市教育委員会が在籍校から情報提供を受けることに同意します。
- ※ 久喜市教育委員会は、当該情報をフレンドルームへの通所に関する事務以外に使用しません。

(別紙)

自宅からフレンドルームまでの経路 (略図)

児童生徒氏名





様式第2号 (第11条関係)

フレンドルームへの通所に係る意見書

年 月 日

久喜市教育委員会教育長 様

学校名 学校  
校長

年 月 日付で、フレンドルームへの通所の申請があったので、下記のとおり意見を付して送付します。

1 児童生徒氏名

学年・組

2 通所の当たつての意見 適当・不適當

3 欠席の状況

	一学期					二学期						三学期					
	四月	五月	六月	七月	小計	八月	九月	十月	十一月	十二月	小計	中計	一月	二月	三月	小計	合計
今年度																	
前年度																	

4 児童生徒の状況 (心理的状況を含む。)

5 これまでの学校の対応

--

6 家庭の状況と保護者の意向

--

7 学校の所見

--

※各欄に書ききれない場合は、別紙にて作成ください。

様式第3号 (第11条関係)

フレンドルーム通所可否通知書

久 第 号  
年 月 日

あて

久喜市教育委員会教育長



フレンドルームへの通所の可否について、久喜市教育支援センターに関する規則第11条第4項の規定により下記のとおり決定したので、通知します。

記

通所の可否	可 ・ 否
児童生徒氏名	
通所期間	年 月 日から 年 月 日まで
フレンドルームの場所	
学校名	学校
学年・学級	年 組

フレンドルーム通所状況通知書

久 第 号  
年 月 日

校長 学校 様

久喜市教育委員会教育長

フレンドルームへの通所状況について、久喜市教育支援センターに関する規則第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

学校名			学年・組			第 学年 組		
児童生徒氏名								
年 月の利用状況			通所日数			開所日数		
日	曜	概要	日	曜	概要	日	曜	概要
1			11			21		
2			12			22		
3			13			23		
4			14			24		
5			15			25		
6			16			26		
7			17			27		
8			18			28		
9			19			29		
10			20			30		
						31		
活動状況(学習状況等)								

フレンドルーム通所状況報告書

久 第 号  
年 月 日

様

久喜市教育委員会教育長

フレンドルームへの通所状況について、久喜市教育支援センターに関する規則第13条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

学校名			学年・組			第 学年 組		
児童生徒氏名								
年 月の利用状況			通所日数			開所日数		
日	曜	概要	日	曜	概要	日	曜	概要
1			11			21		
2			12			22		
3			13			23		
4			14			24		
5			15			25		
6			16			26		
7			17			27		
8			18			28		
9			19			29		
10			20			30		
						31		
活動状況 (学習状況等)								
記載者氏名								

様式第6号（第15条関係）

フレンドルーム通所終了通知書

久 第 号  
年 月 日

様

久喜市教育委員会教育長

印

下記の児童生徒について、久喜市教育支援センター事業の利用を終了しましたので、久喜市教育支援センターに関する規則第15条第2項の規定により、通知します。

記

利用終了日	年 月 日
児童生徒氏名	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用場所	

議案第36号

久喜市適応指導教室の管理運営に関する要綱を廃止する告示について

久喜市適応指導教室の管理運営に関する要綱を、別紙のとおり廃止することについて議決を求める。

令和5年3月22日提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿沼光夫

久喜市適応指導教室の管理運営に関する要綱を廃止する告示

久喜市適応指導教室の管理運営に関する要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第8号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。